

二 スピードアップに關する東交本部の嘆願書

立石局長宛（一月十四日）

一 スターフ改正に依る給與時分を五分減にされたし  
理由 我々は昨年の調停委員会に於て標準給與時分の五分減を  
止むべく承認し未だたのでありませうが、未だ十六日より実施を  
水んとする給與時分の削減は一刻以上であつて、斯くては調停  
委員会に於ける連日の努力も水泡に帰するのみならず、將來當局  
の協約に疑念を差し狭むの悪影響を招来するを甚だ遺憾とす  
もつてあります。故に給與時分の一刻削減案を即時撤回之れ協  
約通り実行之れんことを嘆願するものであります。

二 運輸備員の昇給規程を組合案通りに制定せられたし  
理由 昨年の調停委員会に於て昇給規程は當意に表され、  
更主業と従業員に從來適用之れられたる規程を折衷し、合理的  
に作案することと當局が言明之れられたるも、決定之れしと聞く昇  
給率規程は、更主業を更に改悪せられたるものにして、我々従業員の予

期に及ばずあり、故に我が東京交通労働組合電車部  
は最大の讓歩案として案に提出したる組合案通り実施之れんこ  
とを嘆願するものであります。又、  
右二ヶ條は更主業発表に依る争議調停委員会に決定せられて、二ヶ  
月を経ざる今日協約を破棄之れられたるは甚だ遺憾とす。次ぎであつて  
我々が断じて承認不能にせざるべきであります。斯る立場から誠意ある  
回答之れんことを望むものであります。

（顛末） 右に關して電車部常任委員は、再三運輸課長及労働課長

に交渉を續けて来たものであつて、十八日の會見に於て局長は  
（一）ト、少くも労働課長に於ける収入には変更なし、（二）  
就ては大体調停委員会協定通り、所が、労働課長縮減案を席上  
したのであるから二月位、早給期延長は承認之れたい、大要以  
上、如き回答を與へたい、其の後猶折衝の結果、給與時分の  
百分の三を加算給與することに依り解決するに至つた。猶本生  
の解決に對し電車各支部は、不満を以て本部役員の責任を問ひ  
組合混和の因となつた。

東京交通労働組合本部役員